

Q6参照

① 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」(平成 14 年7月3日)

近年、我が国の大学の特許出願件数、取得件数は大幅に増加しているものの、大学技術のライセンス数は、日本は米国の約百分の一、大学の特許の取得件数では約二十分の一にとどまっており、我が国の大学の知的財産に対する取組を大幅に改善しなければならない。このため、大学が優れた発明等を生み出し、その知的財産を基に活力あるベンチャービジネスが生まれ、先端技術を活かした競争力の高い新産業を生み出すという流れができるよう、TLO(技術移転機関)とも連携しつつ、全国数十か所の主要な国公立大学において「知的財産本部」の整備を 2003 年までに開始し、知的財産の取得・活用体制を強化する等、大学が自ら改革に取り組むとともに、大学を取り巻く環境を果敢に変えていかなければならない。また、知的財産の活用や円滑な流通を図るため、様々な制度を速やかに見直すなど、所要の措置の検討が不可欠である。

② 国立大学法人上越教育大学知的財産本部規程第1条

国立大学法人上越教育大学基本規則(平成22年基本規則第1号)第4条第4項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学知的財産本部(以下「知財本部」という。)を置く。

③ 職務発明規程第 14 条

職員及び関係者は、当該発明等の内容等の事項について、その職務上知り得ることのできた秘密を漏らしてはならない。ただし、学長と職員が合意の上、公表する場合並びに本法人及び職員の責めによらずして公知となった場合を除く。